

扶桑町議会議案第 15 号

扶桑町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

職員の給与改定に準じて、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年扶桑町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

扶桑町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(地域手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料の月額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料の月額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p>